事　務　連　絡
令和３年３月２２日

都道府県旅行業担当課長　殿

観光庁参事官（旅行振興）

緊急事態宣言解除後の１都３県における催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和３年３月１８日に開催された第５８回新型コロナウイルス感染症対策本部における緊急事態宣言の解除と基本的対処方針の改定を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について別添１のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、基本的対処方針の改定を受けた催物の開催制限、施設の使用制限等について、協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【添付資料】

（別添１）令和３年３月１９日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「緊急事態宣言解除後の１都３県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添２：参考）令和３年３月５日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」

（別添３：参考）令和３年２月２６日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
（１．１都３県における催物の開催制限（１）催物の開催制限の目安、（２）人数上限及び収容要件の解釈、（３）その他留意事項①営業時間短縮等の働きかけ、２．１都３県における施設の使用制限、１都３県における外出の自粛等、４．その他留意事項に関連）

（別添４：参考）令和２年２月４日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
（１．１都３県における催し物の開催制限（３）その他留意事項②本目安の取扱い、４．その他特記事項②感染拡大防止に必要な取組の継続に関連）